



令和元年台風第15号の被災企業向けに**支払利子の全額補助**を開始します

～「台風第15号対策特別資金(セーフティネット保証4号型を含む)」利用企業への利子補給～

令和元年台風第15号で被害を受けた市内中小企業者の復旧・復興を後押しするため、横浜市中小企業融資制度「台風第15号対策特別資金(セーフティネット保証4号型を含む)」を利用する企業のうち、市内の事業用資産に**「直接被害」**を受けた企業の**利子の全額を補助**する制度(中小企業災害対策特別資金利子補給補助金)を創設します。なお、既に融資を受けた企業であっても、**遡って補助の対象**となります。

本制度は、一度中小企業者の皆様が金融機関にお支払いいただいた利子について、申請に基づき、横浜市が補助(利子補給)する制度です。横浜市への申請は、金融機関が代理で行う仕組みとなっており、**初回の申請時のみ**、中小企業者の皆様が融資を受けた金融機関へ「**り災証明書**」等を御提出いただければ、原則として**次回以降の中小企業者の皆様の手続きは不要**です。第1回の提出期限は、令和2年2月末となっていますので、「**り災証明書**」を御用意いただき、**融資を受けた金融機関に必要書類とともに御提出をお願いします**。(手続きの詳細については、「募集案内」を御確認ください。)

＜利子補給制度の概要＞

対象資金	・ 台風第15号対策特別資金 ・ 台風第15号対策特別資金(セーフティネット保証4号型) ※利子補給の対象は、令和2年3月31日までに横浜市信用保証協会が保証申込を受付した分です。
対象者	「対象資金」を利用する中小企業者のうち、令和元年台風第15号の災害により市域に所在する事業用資産が 直接被害 を受けた方(「 り災証明書 」等により直接被害を確認) ※既に融資を受けた方も遡って利子補給の対象となります。
対象経費	毎年1月1日から12月31日までの間に取扱金融機関に支払った「対象資金」に係る利子の全額。ただし、延滞利子は除く。
対象期間	初回利払日の属する月から当初の完済予定日を含む月まで
補助率及び補助限度額	10/10(利子の全額で、補助限度額なし)

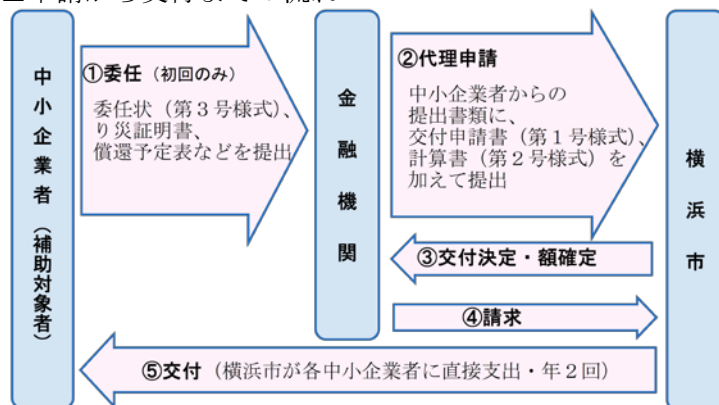
※詳細については「募集案内」に記載しています。申請の際は、必ず事前に「募集案内」を御確認ください。

＜申請方法＞

中小企業者は、提出期限までに「委任状」や「り災証明書」などの必要書類を、融資を受けた金融機関に御提出ください。

その後、中小企業者からの委任に基づき、金融機関が申請から請求までの行為を代理します。これにより、中小企業者は、原則として初回以外の手続きが不要です。

■申請から交付までの流れ



＜金融機関への「り災証明書」等の提出期限＞

- ・第1回: 令和元年9月20日から令和2年2月29日までに支払った利子のある方(支払予定のある方を含む)
令和2年2月28日(金)まで
- ・第2回: 令和2年3月以降に初めて支払う利子のある方(支払予定のある方を含む)
令和2年6月30日(火)まで

※なお、第1回で提出した方は、第2回での申請は不要です。

裏面あり

<注意点>

利子補給の対象となるのは、市内の事業用資産に“**直接被害**”を受けた方のみで、対象資金を利用する全ての方が利子補給の対象となる訳ではありません。

(申請には「り災証明書」等が必要となりますので、事前の御準備をお願いします。)

【参考】「台風第 15 号対策特別資金（セーフティネット保証 4 号型を含む）」について

令和元年台風第 15 号による災害の影響を受けた方向けの資金です。

融資のご相談・お申込みは、取扱金融機関へお申し込みください。

(取扱金融機関は横浜市ホームページにて御案内しています。)

資金名	「台風第 15 号対策特別資金」	「台風第 15 号対策特別資金 (セーフティネット保証 4 号型)」
融 資 対 象 者	次のいずれかに該当する方 1 令和元年台風第 15 号の影響により、最近 1 か月の純売上高又は売上高総利益率が、最近 3 か年のいずれかの年の同月と比較して、減少している方 2 令和元年台風第 15 号の影響を受け、「り災証明書」の発行を受けた方	令和元年台風第 15 号による災害に関して、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定に基づく認定を受けた方
融 資 額	8,000 万円以内	2 億 8,000 万円以内
融 資 利 率	1 年以内 年 0.8%以内 3 年以内 年 1.2%以内 5 年以内 年 1.4%以内	10 年以内 年 1.6%以内 10 年超 年 2.0%以内
資金用途 融 資 期 間	運転資金 10 年以内 設備資金 15 年以内	
据 置 期 間	24 か月以内	
信 用 保 証 料 助 成 等	横浜市が全額助成 ※横浜市の全額助成（借換え分を除く）は融資額 3,000 万円を上限とする。 ※融資額 3,000 万円超分については、横浜市信用保証協会が保証料を 0.1%割引	

※融資を受けるには、取扱金融機関及び横浜市信用保証協会の審査が必要です。

【参考】「募集案内」について

横浜市のホームページにて本日 12 月 2 日から「募集案内」や申請様式のダウンロードが可能です。

手続きの詳細や注意事項については、「募集案内」を御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/rishihokyu/typhoon15hojo.html>

※インターネットの利用環境が整っていない方は横浜市(経済局 金融課 被災企業支援担当)へお問合せください。TEL 045-788-2288

【参考】お問合せ先

○利子補給制度に関するお問合せ先

横浜市経済局金融課(被災企業支援担当)

(TEL)045 - 788 - 2288

○「台風第 15 号対策特別資金」等の内容に関するお問合せ先

横浜市経済局金融課(金融係)

(TEL)045 - 671 - 2592

お問合せ先		
横浜市 経済局 金融課被災企業支援担当課長	佐藤 慎一	Tel 045-788-2277
横浜市 経済局 金融課長	長谷川 政男	Tel 045-671-2586

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。